



龍神大吊り橋(茨城県)

税務コーナー

**平成26年度税制改正について**

相続コーナー

**効果的な生前贈与の進め方**

ゆびすいグループの紹介

**相続専門部紹介**

- 2 **税務コーナー**  
平成 26 年度税制改正について  
..... 緒 方 康 人
- 5 **労務コーナー**  
就業規則の有効性  
..... 山 内 洋 佑
- 7 **現代まなびや考**  
..... ケース 1 Tこども園（大分県日田市）  
..... ケース 2 Wの里・小規模多機能型居宅介護施設（舞鶴市）
- 9 **公益コーナー**  
子ども・子育て支援新制度について  
..... 谷 崎 清 治
- 11 **経営コンサルコーナー**  
経営革新等支援機関（続編）  
..... 石 田 竜 佑
- 13 **相続コーナー**  
効果的な生前贈与の進め方  
..... 藤 野 直 志
- 15 **ゆびすいグループ紹介**  
相続専門部の紹介

～お知らせ～

## 中小企業の「経理実務バイブル」を5月下旬に発刊！

「経理の仕事がどんどんわかる！ 中小企業の経理実務バイブル」が、出版文化社より5月下旬に発刊されます。（詳細は、後日、弊社ホームページでお知らせいたします。）

当グループの公認会計士・税理士・司法書士などの若手専門スタッフが、得意分野ごとに分担して、執筆いたしました。

多岐にわたる中小企業の経理の仕事のうち、会計業務を中心に、新入社員から中堅社員までを対象として、ポイントを解り易く解説しています。中小企業の経理担当者の方々に、「こんな本が欲しかった」と感じていただけるよう執筆いたしました。

特に、「社長が経理担当者に求めていることは何か」について触れているコラムが、他の経理本とはひと味違うところですよ。

中小企業の経理担当者が、その仕事の内容や意味を理解し、社長から信頼され、会社の発展に寄与し、それによって、経理の仕事に対するやりがいを感じてもらうことに、当社が少しでも貢献できれば幸いです。



# 平成 26 年度税制改正について

ゆびすいグループ 公認会計士・税理士 緒方 康人

## 1. はじめに

周知のように、平成26年3月31日に「所得税等の一部に関する法律案（以下、26年度改正）」が交付されました。26年度改正では、①デフレ脱却・経済再生の実現、②税制抜本改革の着実な実施、③震災からの復興支援等のための税制上の措置を掲げ、所得税・法人税などの税目で注目すべき改正がなされています。

近年の税制改正は法人税を減税し、所得税・相続税は増税するという傾向がありました。26年度税制改正でもこうした傾向は続いています。

そこで、本稿では26年度税制改正のなかでも所得税と法人税の改正を中心にその内容を整理したいと思います。

## 2. 所得税

### (1) 給与所得控除額の見直し

24年度改正で給与所得控除額の上限が245万円になったことは記憶に新しいと思います。26年度改正ではそれをさらに推し進めた改正がなされています。

給与所得控除額は平成28年分の所得税より段階的に上限額が引き下げられます。その内容は図表1のとおりです。

### (2) 取得費加算の見直し

相続税の納税資金捻出などのため、相続により取得した財産を譲渡した場合には、相続税額のうち一定の金額を譲渡資産の取得費に加算することが認められています。現行規定では、譲渡した資産が土地の場合にはその者が相続した全ての土地に対応する相続税相当額を取得費に加算することができました。

しかし、譲渡していない土地に対応する相続税相当額までも取得費に加算することは不当な優遇措置だという意見があり、この規定に改正が入りました。

本改正により、相続した土地を譲渡した場合に取得費加算できる金額は、譲渡した土地に対応する相続税相当額に限られることになりました。

この改正は平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した財産を譲渡する場合について適用されます。

### (3) その他の主な事項

①特定の居住用財産の買換え等の特例は、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を現行の1.5億円から1億円に引き下げたうえで、適用期限が2年間延長されまし

た。

- ②居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されました。
- ③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年間延長されました。
- ④いわゆるゴルフ会員権等の譲渡損失の給与所得等との損益通算ができなくなりました。この改正は平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡から適用されております。

## 3. 法人税

### (1) 生産性向上設備投資促進税制の創設

26年度税制改正の目玉は生産性向上設備投資促進税制の創設であると思います。従来、こうした設備投資に関する税制は中小企業を対象とするものが大半でした。しかし、同税制の対象法人は「青色申告法人」となっており、中小企業だけでなく大法人も対象になっています。また、製造業だけでなく、サービス業等の非製造業も適用できる点が特徴的です。

この税制の対象資産は生産等設備を構成する機械装置、建物及び建物附属設備、構築物、工具器具備品及びソフトウェアで、生産性

図表 1

	現行	改正	
		平成 28 年分の所得税	平成 29 年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

向上設備等に該当し、一定の金額以上のものです。

生産性向上設備等は①先端設備と②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の二つに分類されます。端的にいうと、①は最新モデルの設備で生産性年平均1%以上向上する設備をいいます。②は投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者は5%以上）向上する設備をいいます。これらに関する詳しい解説は経済産業省のHPに掲載されているのでそちらを確認してください。

上記に該当する資産を平成26年1月20日から平成29年3月31日までに取得し事業の用に供した場合、特別償却または税額控除を適用することができます（ただし、平成26年1月20日から平成26年3月31日の間に取得した資産について特別償却または税額控除できるのは平成26年4月1日を含む事業年度であることに注意して下さい）。特別償却または税額控除の金額は取得する時期、資産によって異なりますので**図表2**を参照してください。

最後に適用手続について確認し

ておきます。①は、最新モデル、生産性向上要件を満たしていることについて設備メーカーから証明書を入手する必要があります。②にかんしては、会社が作成した投資計画につき公認会計士・税理士から事前確認を受け、経済産業省から確認書を発行してもらう必要があります。どちらも書類を用意するのにある程度時間を要するので余裕をもって準備してください。

## (2) 中小企業投資促進税制の拡充

現行、中小企業者が特定機械装置等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が適用できます。

26年度改正により、同規定の適用期限は平成29年3月31日まで3年間延長されました。加えて、特定機械装置等が(1)の生産性向上設備投資促進税制の対象である設備に該当する場合、特別償却または税額控除できる金額が上乗せされます(**図表3**)。

現行規定では、資本金の額が3,000万円超の中小企業者は税額

控除を選択することができませんでした。しかし、(1)に該当する設備を取得した場合には税額控除ができることに注意してください。

## (3) 所得拡大促進税制の改正

現行、雇用者給与等支給額が基準年度より5%以上増加する等、一定の要件を満たした場合、その増加額の10%相当額の税額控除が適用できます。

26年度改正により、当該規定の適用要件が次のように緩和されました。

### ① 増加割合要件

「5%以上」要件は以下のように要件が緩和されました。

- 平成27年4月1日前に開始する事業年度・・・2%以上
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度・・・3%以上
- 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度・・・5%以上

図表2

期限	H26.1.20～H28.3.31	H28.4.1～H29.3.31
機械装置など	即時償却または5%税額控除	50%特別償却または4%税額控除
建物、構築物	即時償却または3%税額控除	25%特別償却または2%税額控除

図表3

資本金の額	改正前	改正後
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却または7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却または 7%税額控除	即時償却または10%税額控除

## ② 平均給与等支給額要件

平均給与等支給額の算定の基礎となる雇用者の範囲が継続雇用者（前期の退職者、当期の新規雇用者、高齢雇用者を除く）に変更されました。

この規定は25年度改正で導入されました。しかし、増加割合5%以上という要件が厳しいという意見があり、使い勝手の悪い規定になっていました。

本改正により要件が緩和されたことで、同規定を適用できる法人も増加することが見込まれます。

## （４）交際費課税の見直し

交際費等の損金不算入制度について、以下の見直しを行い、適用期限が平成28年3月31日まで2年間延長されました。

- 交際費等の額のうち、接待飲食費の額はその50%が損金算入されます。

現行規定では交際費にかんして、大法人は全額損金不算入、中小法人については年800万円までは損金に算入され、800万円を超える金額は損金不算入となる定額控除限度額制度が採用されています。改正後、中小法人は、上記の改正と定額控除限度額制度との選択適用となります。

したがって、平成26年4月1日以後開始する事業年度より、中小法人は交際費等の損金不算入額の計算方法を選択適用することができます。そのため、どちらの制度を選択するかで税額に有利不利が生じることに留意してください。

## （５）復興特別法人税の前倒し廃止

復興特別法人税は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に属する事業年度に課税されることになっていました。

26年度改正により、復興特別法人税が1年前倒しで廃止されることになりました。したがって、3月末決算法人は平成26年3月期が復興特別法人税の最終課税事業年度となります。

## （６）その他の主な事項

- ① 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が2年間延長されました。
- ② 試験研究費の「増加型」の税額控除について、増加試験研究費の額の最大30%を乗じて計算した金額の税額控除ができることになり、適用期限が3年間延長されました。

## 4. 消費税

### （１）簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

現行、第4種事業に分類されている金融業及び保険業を第5種事業とし、みなし仕入率が60%から50%に変更されました。さらに、第5種事業に分類されていた不動産業は新たに設けられる第6種事業とし、みなし仕入率が50%から40%とされました。

上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。



## 5. まとめ

以上、26年度改正についてその概要を簡単に解説してきました。上記のほかにも、所得税ではNISA口座に関する見直し、法人税では地方法人税の創設と法人事業税の税率改正などがあります。また現在、法人税の実効税率の引下げや消費税の軽減税率の導入などが議論されています。

本年4月1日から消費税率が8%に増税され、いよいよ来年1月1日からは相続税が改正されます。毎年の改正で税制はますます複雑になっており、知らないと損をすることも少なくありません。今後の改正動向にも注意するとともに、事前準備と対策を忘れないようにしていきましょう。



# シリーズ②就業規則の有効性

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山内 洋 佑

## はじめに

就業規則はどの時点から有効なものとなるのでしょうか？

前回は、就業規則は「なぜ必要か」をテーマにお話を進めてきましたが、今回はその就業規則を「有効なものにする」をテーマにお話しさせていただきます。

## 就業規則作成後の流れ

まず、就業規則作成後の流れは以下の通りです。

- ①就業規則作成
- ②従業員代表者（従業員の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合）から原案に対する意見を聴取し、意見書を作成、提出してもらう
- ③就業規則に意見書を添付し、監督署へ提出
- ④従業員へ周知

この流れの中で、どの時点で就業規則は有効なものとなるのでしょうか。③の監督署へ提出した時点で就業規則が有効なものになると、お考えの方が多いのではないのでしょうか。監督署へ提出すると監督署の受付印が押印されますので、それで一安心されるのかもしれませんが。

しかしながら、実は④の従業員への周知がなければ、就業規則は有効なものとはならないのです。

## 周知方法

前回、就業規則作成後の意見聴取義務や周知義務が法律に定められていることはお話しさせていただきましたが、さらに法律では、

周知の方法についても定められています。

## ■労働基準法第106条

就業規則は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

## ■労働基準法施行規則 第52条の2

第106条第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- ①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること
- ②書面を労働者に交付すること
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

必ずしもこのような方法による必要はありませんが、「いつでも従業員が閲覧できる状態になっている」ということがポイントです。

ここでよく見落としがちなのが「各作業場」の捉え方です。各作業場とは、本店や支店があればそれぞれに、部署によりフロアが異なり、部署間の行き来ができない（しづらい）場合はフロアごとに備える必要があります。

## 裁判における判決

実際、裁判では以下のような判決が出ていますのでご紹介します。

## ■フジ興産事件 (H15.10.10 最高裁)

あらまし

- 従業員
  - ・顧客の要望に十分応じずトラブルを発生させる
  - ・上司の指示に対して反抗的な態度、さらに上司への暴言により職場秩序を乱す
  - ・会社に就業規則があるのは知っていたが、自己の就業場所に備え付けられていないことを確認していた

●会社  
就業規則に基づき懲戒解雇処分

## ●最高裁の判断

- ①労働者を懲戒するには、あらかじめ就業規則において懲戒の種類及び事由を定めていることを要する。
- ②就業規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生ずるためには、その内容を受ける事業場の労働者に周知させる手続きが採られていることを要する。

従って、②の記載の通り**就業規則は従業員に周知して初めて効力が発生する**という判断がなされ、会社側は敗訴となりました。

## 「周知」の解釈

「事業所に就業規則を備え付けてはいるんだけど、誰も見てないんだよね・・・これって周知してるってことになるの？」

このようなご相談を受けることがあります。備え付けているだけでいいのか、説明会を実施しなければならないのか、さらには、全員に理解させる必要があるのか…。

こちらに関しましては、以下のポイントを押さえて下さい。

## 【ポイント】

大半の従業員が就業規則の内容を知っている状態にすること

従業員が就業規則をいつでも見られる状態にすること

## 就業規則の適用の対象となる従業員は？

さて、ここから少し話しが変わりますが、就業規則をどの従業員に適用させるかはお考えでしょうか？

従業員には①正社員、②契約社員、③出向社員、④パートタイム、アルバイト、⑤嘱託社員など職種や雇用形態の異なる方がいますが、作成された就業規則は、どの従業員まで適用されるのでしょうか。

当然、それぞれの雇用形態により、職務内容や権限、賃金等の労働条件、職責など異なりますので、それぞれの雇用形態に即した就業規則を作成することが必要となります。

例えば、先に記した雇用形態の従業員がいるとすると以下のような就業規則の作成を検討しなければなりません。

- ①正社員  
⇒「正社員就業規則」
- ②契約社員  
⇒「契約社員就業規則」
- ③出向社員  
⇒「出向社員就業規則」
- ④パートタイム・アルバイト  
⇒「パートタイム・アルバイト就業規則」
- ⑤嘱託社員  
⇒「嘱託社員就業規則」

※就業規則に定める共通事項以外については個別に雇用契約書や労働条件通知書に明記してある場合などは、同一規則で複数の雇用形態の従業員を対象とすることも可能です。

## 新たな雇用形態

昨年4月に改正施行された労働契約法により将来、新たな雇用形態の従業員が生じることとなりました。

おさらい

■労働契約法(H25.4.1施行)  
有期労働契約が**5年を超えて復更新**された場合、従業員より**無期労働契約への転換の申し出**があれば、**無期労働契約へ転換**しなければならない。

有期労働契約から無期労働契約に転換しなければならないということは正社員にしなければならない

ということではありません。労働契約の「期間の定めあり」を「期間の定めなし」にしなければならないということです。その他の労働条件は変更しなくても構いません。

- × 無期転換＝正社員
- 有期契約⇒無期契約

今後この無期転換した従業員に対し、どの就業規則を適用させるのかを検討しておく必要ができません。

既存の就業規則を準用することは問題ありませんが、労働条件が異なることに伴う、職責、権限、服務などの違いを明確にしていく必要があります。なお、今年の4月からこの無期転換制度に特例が設けられましたのでご参考下さい。

■研究開発力強化法・大学教員等任期法による特例(H26.4.1施行)

**大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、企画立案担当者等**で**有期労働契約を締結した従業員は、労働契約法における無期転換制度の例外とし、有期労働契約が通算10年を超えた場合に無期転換制度の対象となる。**

## 最後に

手間暇かけて作成した就業規則を有効なものとするために、参考にさせていただければと思います。

労務に関するご相談は、当労務センターまでご相談下さい。



# 「キラリ、じぶんらしさ。」 ともに生き、ともに育ちあう保育の実践

▶園舎北東面



▲0・1歳児保育棟（生活様式が異なる0・1歳児を別棟に独立させている）

▶多様な遊びを生み出す広い園庭



▶名 称 大分県日田市Tこども園  
幼稚園型認定こども園  
▶竣 工 平成25年10月



▲遊戯室前デッキテラス



▲園舎東面



▶子育て支援室



▶明るく開放的な1歳児保育室

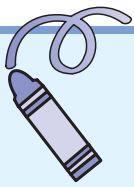


▶スタンドグラスが美しい広々とした遊戯室



▶広い園庭に面している各保育室





●ケース2

# 家庭的な環境、人々とのふれあいで おだやかな日々を過ごしていただきたい



▲正面外観（玄関前に駐車場が配されているので、毎日の通所にも便利）



◀みんなで集える広い和室



◀明るい居室（洋室）

- ▶名 称 Wの里（舞鶴市）  
小規模多機能型居宅介護施設
- ▶竣 工 平成25年3月



◀平屋で自宅のような外観だから安心できる。



明るく、広いお風呂と脱衣所▲▶



▲収納が豊富で使いやすい調理室



▲壁には持ちやすい手すりが設置されている



▲中央に配された広いホール



▲明るく機能的なトイレ

# 子ども・子育て支援新制度について

ゆびすいグループ 公益法人事業部長 谷崎清治

## 制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

## 新たな制度の目的は？

「子ども・子育て支援新制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

## 制度の主な内容

### 1. 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

具体的には、4種類（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。

また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進するとされています。

### 2. 「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。

また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図るとされています。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

### 3. 「地域の子ども・子育て支援の充実」

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施します。

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊

婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図るとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できるように目指しています。

### 4. 基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施します。

需給調整にあたり認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行希望に十分配慮し設定します。

都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないとされています。

### 5. 社会全体による費用負担

早ければ平成27年4月を目途に、新制度に基づくサービスの施行を目指しています。

新制度には消費増税（10%）による財源が充てられます。消費税率は、平成26年4月に8%へ、平成27年10月に10%へ引き上げられる予定です。

消費税率引き上げ（10%）によって確保する約0.7兆円の財源が、恒久的な財源として、この新制度に充てられます。

さらにその他の財源も含め1兆円超の確保を目指しています。

## 6. こども・子育て会議の設置

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）します。有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。

市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置を努力義務としています。

## 7. 私立幼稚園における未就園児クラス（認可外保育事業を含む）の実施

幼稚園に併設されている認可外保育施設については、児童福祉法関係法を遵守して施設の運営を図るよう適切な指導を行うこととされています。

### 子ども・子育て支援新制度に関するQ&A

#### Q1：入所・入園などの手続きはどう変わるの？

幼児教育・保育を受けること（保育所・認定こども園などの入園）を希望する場合は、市町村に申請して保育の必要性の認定（「支給認定」といいます。）を受け、市町村から、認定結果に応じた「認定証」が発行されます。

認定された保育の必要性に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育（保育ママ）などの中から、それぞれのニーズに合った施設に利用希望の申し込みをします。

市町村は申請者の希望、施設の

利用状況に基づき利用調整を行います。

施設は利用者からの入園申込みに対して正当な理由がない限り必ず受け入れなければならないという応諾義務を負います。

具体的な手続きについては、現在、国でも議論されています。

新制度では、客観的な基準に基づき、以下の区分で保育の必要性の有無や必要量を認定します。

- (1). 1号認定こども：3～5歳／保育の必要性なし
- (2). 2号認定こども：3～5歳／保育の必要性あり
- (3). 3号認定こども：0～2歳／保育の必要性あり (2)、(3)については、さらに、保育の必要量に応じて、「保育標準時間利用」もしくは「保育短時間利用」の2種類に区分されます。

#### Q2：利用料金はどのようになるの？

利用者が負担する費用（保育料等）は、現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力（所得等）に応じて設定されます。

現状の幼稚園の場合は後から就園奨励費が出て還付されますが、認定こども園の場合は所得に応じて最初から保育料が減免されます。差引年間支払総額は同じでも毎月支払う保育料は異なります。（施設給付型の方が毎月の支払金額は低額になります。）

#### Q3：今ある「保育所」や「幼稚園」はどうなるの？

既存の「幼稚園」も「保育所」も、そのまま「幼稚園」や「保育所」として運営され続ける場合もあれば、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」へ移行する場合があります。

幼稚園や保育所から「認定こど

も園」への移行は事業者の任意ですが、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」という新制度の目的を達成するために、国では、「認定こども園制度」の中で、特に「幼保連携型認定こども園」の整備を促進するとしています。

#### Q4：待機児童は解消されるの？

待機児童の解消は、新制度の大きな目的のひとつです。

認可制度の改善・透明化や、小規模保育や家庭的保育（保育ママ）などに対する財政措置の充実なども、待機児童の解消に効果があると考えられています。

市町村も、地域の実情を的確に反映した事業計画を策定し、これに基づいて、保育を必要とする子どもが、必要なサービスを確実に受けることができるよう、各種施設・サービスの整備を進めます。

#### Q5：新制度の施設給付型に移行するか決めるのに猶予期間はあるの？

現在、まだ公定価格・利用者負担等決まっていないことも多く今年度中に決断できない場合は猶予期間が設けられます。

制度の詳細はこれから決められるため、現行の都道府県所管（施設型給付費の給付を受けない場合は従来と同じく私学助成等を受けることが可能です。）にとどまるのか、市町村所管に移るのか、さらには幼保連携認定こども園に移行するのか。それぞれのメリット、デメリットを勘案しながら、明確な将来ビジョンを持って、選択する必要があります。

※平成26年4月2日現在の情報になります。

# 経営革新等支援機関(続編)

ゆびすいグループ 中小企業診断士 石田 竜 佑

前回のゆびすいニュースでも紹介させていただきましたが、税理士法人ゆびすいは前年度の3月21日付で経営革新等支援機関に認定されました。認定支援機関は現在も増加し続けており、前年度末の段階では19,788機関でしたが、その数が21,174機関(平成26年4月2日現在)と1,000機関以上増えています。認定支援機関の増加や、これから紹介する事業の内容と予算額を見ましてもその力の入れ方は並ではありません。

今回は、今年度のメインとなるであろう3つの施策について、紹介させていただきます。

## I. 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

前年度の「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援」の流れを汲んだ補助金となります。補助予算が前年度の1,007億円から1,400億円に増額しました。前年度同様、事業への投資が差別化を生み出し、いかに競争力を強化できるかを明記した事業計画書と、その実行可能性を認定支援機関から確認されていることが必要です。しかし、以下の点で前年度とは異なります。

### ①11分野の技術活用

「ものづくり技術」に関する投資は、「中小ものづくり高度化法」の技術分野を活用した事業であることが必要条件になります。ただし前年度は22分野でしたが、本年度は11分野となっており、どの分野に該当するのか、十分な検討が必要になります。

### ②革新的サービス

前年度は製造業の「ものづくり技術」に関する投資のみが対象でしたが、今年度は「革新的サービス」の開発や試作への投資も対象となります。革新的な役務提供等を行い、3～5年の事業計画で「付加価値額」の年率3%及び「経常利益」の年率1%の向上を達成する計画であることが必要条件となります。

### ③新たな3つの類型

「ものづくり技術」と「革新的サービス」のそれぞれについて、以下の3つの類型があります。

#### ア)成長分野型

「成長分野」とは「環境・エネルギー」、「健康・医療」、「航空・宇宙」とし、これらに関する試作品・生産プロセスの改善・新サービスの開発に取り組む者を対象とし、補助率は2/3で、補助上限額は1,500万円、設備投資が必要条件となります。

#### イ)一般型

前年度同様に補助率は2/3で、補助上限額は1,000万円です。前年とは違い、50万円以上の設備投資が必要条件となります。

#### ウ)小規模事業者型

「中小企業基本法」における「小規模企業者」のみが申請可能となります。補助率は2/3で補助上限額は700万円です。他の類型とは違い、50万円以上の設備投資が補助対象外となり、試作開発のみが対象となります。

全体の採択率は40%前後ですが、前年度のデータでは弊社がサポートさせていただいた企業様は

約70%という非常に高い採択率を獲得しております。

## II. 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(取引環境改善型需要開拓支援事業)

名称の通り、先ほど紹介した「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の姉妹施策となります。ただし、対象経費として、試作開発や設備投資だけでなく、市場調査に係る経費も補助対象となります。

本事業は、取引先事業所の閉鎖等の影響により売上減少が見込まれる中小企業・小規模事業者が実施する新たな取引先を開拓するための経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者の振興と経営の安定に寄与することを目的とします。

### 補助対象者

○売上の減少要件が取引事業所の閉鎖等後の影響を受けて、年間の売上高が10%以上減少または減少する見込みであることを前提として、次のア)とイ)の場合に対象となります。

#### ア)すでに閉鎖等の事象が生じている場合

##### 1. 閉鎖等が過去2～3年前、もしくは1～2年前の間に生じた

閉鎖等が起きた年の前事業年度の売上高と申請時の前事業年度の売上高を比較して10%減少している場合。

##### 2. 閉鎖等が申請日～1年前の間に生じた

閉鎖等が起きた年の前事業年度の売上高と申請時の当該事業年度の

の売上高見込みを比較して**10%減少**している場合。

※ただし、倒産等が現時点で会社全体の売上が回復している場合は対象外となります。

### イ)閉鎖等の事象が生じる見込みの場合

閉鎖等が起きる見込みの当該事業年度の売上高と申請時の前事業年度売上高を比較して**10%以上の減少または減少する見込み**であること。

○補助金申請時の雇用数を補助事業終了時点まで維持すること。

## ②採択のポイント

### ア)事業内容

- ユーザーのニーズや売上目標が明確であること。
- 事業の競争力強化につながり、スケジュールリング、遂行方法が具体的で現実的であること。

### イ)経理内容

- 無理な借入となっていないこと。
- 補助対象経費に対する金額について、事業内容と経費区分が適切に配分されていること。

### ウ)その他

- 信頼性のある計算書類を作成していること。
- 認定経営革新等支援機関の確認を得ていること。

※前年度になかった施策であり、申請は早ければ早いほど、採択率は高いと考えられます。

## Ⅲ. 創業補助金(創業促進補助金)

前年度と同様に開業や法人設立を支援する施策が創業補助金です。

認定支援機関に事業の実効可能性を確認されていることと、特徴

として、**金融機関との連携により、いつでも外部からの資金調達による支援を見込める事業**であることが求められます。

下記の①と②は共に、補助対象経費の**2/3、最大200万円**の補助を受けることが可能です。

### ①「地域需要創造型起業・創業」

前年度同様、需要と雇用の創出により、地域経済の活性化を目的としたものです。対象者はこれから個人開業・会社の設立を行う者、もしくは**平成25年3月23日以降に個人開業・会社の設立を行った者が対象**となります。

### ②「第二創業」

後継者が事業を引き継いだ際、業態変換や新事業・新分野への進出を支援するものです。対象者は平成24年9月23日から応募日翌日以降6ヶ月以内かつ、補助事業期間完了日までの間に事業継承を行った者、又は行う予定の者が対象となります。さらに**先代経営者は代表者を退任することが必要**条件です。

これらの施策は申請が採択されれば**最大で1,500万円**の補助を受けられますが、次章では**補助金に関する注意すべき点**を紹介します。

## Ⅳ. 注意すべき点

### ①補助対象期間

補助対象となる経費は国が定めた対象期間内です。つまり、**指定された補助対象期間以前、以降に発注・購入・契約したものは補助対象になりません。**

### ②補助対象経費

すべての経費が補助の対象になるわけではなく、**国が定めた経費**

が**補助対象**となります。その対象経費も施策によって異なりますので、注意が必要です。

### ③補助金の請求時期

事業計画書の申請により採択後、**すぐに補助金が振り込まれるわけではありません。**採択から**1年半以上先に振り込まれることも珍しくありません。**

### ④収益納付

補助金は税金の適正な運用のために「補助金適正化法」が定められております。補助事業完了後にも事業化状況報告を求められ、「**収益納付**」が発生します。ただし、**どれだけ多くの収益を得たとしても、納付額は補助額を超えることはありません。**

## V. おわりに

今回紹介させていただいた補助金もほんの一部で、日々情報は更新されています。積極的に情報発信はしておらず、相変わらず「知っている人だけが知っている」というのが現状です。

ゆびすいに依頼するメリットとしては先ほど申しましたが、**他の認定支援機関に比べて採択率が高いことと、前年度早々から認定支援機関として取り組んでいるため、情報へ対応するスピードと、事業計画書作成から申請までサポートできるノウハウ**があります。ご相談は無料となっております。お気軽にお問合せください。

※平成26年4月2日現在の情報になります

# 効果的な生前贈与の進め方

ゆびすいグループ 相続専門部部长 税理士 藤野直志

## 1. はじめに

平成27年から相続税の基礎控除が引き下げられることをきっかけに、相続税対策への関心が高まっています。弊社にも多数のお問い合わせを頂いておりますが、思い込みによる誤った方法で、対策を実行されている方が非常に多くいらっしゃいます。そこで今回は、相続税対策である生前贈与を効果的に実行されるための基本的な事項を確認したいと思います。

## 2. 生前贈与の効果

節税対策としての生前贈与を実行する意味は、将来の相続税の負担を軽減することにあります。生前贈与を実行すれば、贈与税が課税されます。贈与税は、相続税よりも適用税率帯の区分が下記の図1の通り不利な取扱いになっていることから、贈与する金額を誤るとかえって税負担が増加することにつながります。

図1 (H27年以後の適用税率表)

相続税	
課税財産額	税率
1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

贈与税	
課税財産額	税率
200万円以下	10%
400万円以下	15%

600万円以下	20%
1,000万円以下	30%
1,500万円以下	40%
3,000万円以下	45%
4,500万円以下	50%
4,500万円超	55%

(注) 贈与税の税率表は、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

では、税務上有利な生前贈与を実行するにはどのような考え方で進めるのが良いのでしょうか？

生前贈与による節税対策は、「①相続開始時まで生前贈与せずに保有していた場合にかかる相続税」と「②生前贈与を実行した場合の贈与税及び相続税」を比較して②の方が低くなるように、毎年いくらの贈与を実行するのがベストなのかを検討することとなります。

具体例で検討してみましょう。父親が、平成27年中に唯一の推定相続人である息子(25歳)に1度だけ財産を贈与すると仮定します。財産総額は1億円、贈与実行額は100万円、800万円、2,000万円の3パターンとします。

### (具体例)

①相続開始時まで生前贈与せずに保有していた場合にかかる相続税  
相続税額 1,220万円

②生前贈与を実行した場合の贈与税及び相続税

#### a. 贈与額100万円の場合

贈与税額 0円  
相続税額 1,190万円  
税負担合計額 1,190万円  
節税額(①との差) ▲30万円

#### b. 贈与額800万円の場合

贈与税額 117万円  
相続税額 980万円  
税負担合計額 1,097万円  
節税額(①との差) ▲123万円

#### c. 贈与額2,000万円の場合

贈与税額 585.5万円  
相続税額 680万円  
税負担合計額 1,265.5万円  
節税額(①との差) 45万円

上記のaのケースは贈与税の基礎控除(年間110万円)を意識した贈与です。年間110万円以下の贈与の場合、贈与税は課税されず税務申告も不要ですので贈与時点での税負担額だけ見ると最も有利ですが、贈与額が少ない分相続時に財産が多く残ってしまい、相続税の負担が他のケースよりも多くなってしまいます。逆にcのケースは、相続時の財産を少なくして相続税の負担を軽減することを意識した贈与です。確かに財産が減少すれば相続時の税負担は減少しますが、先述の通り贈与税は相続税よりも適用税率帯の区分が不利になっていますので将来課税される相続税率よりも高い税率で贈与税が課税されてしまい、かえって合計の税負担額は増加してしまいます。

上記の具体例では、bのケースが最も節税効果の大きい贈与であると言えます。

贈与税には年間110万円の基礎控除があり、また贈与する財産額が多ければ多いほど税率が高くなる累進税率が適用されることから、**毎年少しずつ長期にわたって**

**計画的に贈与することが大きな節税につながります。**上記の具体例を1年ではなく10年間に渡って400万円ずつ贈与を実行した場合の税負担額は下記の通りです。

10年分の贈与税額	335万円
相続税額	310万円
税負担合計額	645万円
節税額(①との差)	▲575万円

今後10年間に起こり得る税制改正や、相続開始以前3年以内の贈与を相続税の計算に算入するといった要素を加味しておりませんが、実に575万円もの節税効果を得ることができます。繰り返しになりますが、生前贈与は長期に渡って実行する方が節税効果が高いことは明らかです。そのためにも、年齢の若い段階から取り組むべきと言えるでしょう。

### 3. 贈与実行時の税務上の留意点

ところで、贈与する財産の種類として多くの方が選択されるのは、現預金です。これは、最もコストもかからず手軽であるからです。また、相続税の税務調査で財産漏れが指摘される財産の第1位は現預金であり、申告漏れ財産全体の37.2%、実に1,236億円にも上ります(平成24年国税庁調査実績より)。税務調査官は、亡くなられた方だけでなく、そのご家族の金融機関の口座の入出金記録も十分に精査します。従いまして、将来の税務調査においても問題にならないように多額の資金移動については説明ができるように記録しておくべきです。特に税務

調査の現場で指摘が多いのが、いわゆる「名義預金」の申告漏れです。口座の名義は、ご家族の方ですが資金の原資は亡くなられた方が出されているケースです。亡くなられた方が贈与のつもりで少しずつ勝手に開設したお孫さん名義の通帳に資金を移動していましたが、当のお孫さんは通帳の存在すら知らないといったケースでは、民法上贈与は成立しておらず、単なる名義預金と扱われてしまいます。民法上贈与を有効に成立させるためには、贈与者の「あげました」及び受贈者の「もらいました」という意思表示が必要で、トラブルを避けるためにはこれらを客観的に示すことができるよう下記の点に注意する必要があります。

#### ①贈与契約書の作成

口頭でも贈与契約は成立しますが、書面によることで客観性が増します。なお、受贈者が未成年者である場合は親権者が署名押印します。

#### ②贈与内容の明確化

現預金の贈与の場合、現金で受け渡すのではなく口座間で振り込むことで客観性が担保されます。

#### ③通帳、カード、印鑑の管理

これらは当然にもらった方が管理すべきです。印鑑が贈与者のものであるなどは論外ですので注意が必要です。

#### ④使用収益権の確保

上記③に類似しますが、もらった人がもらった現預金を自由に使える状態にあるかどうか重要です。贈与専用の通帳ではなく、できれば普段お使いの通帳に振り込

まれるのがベターです。

#### ⑤贈与税の申告納付

110万円を超える贈与を行った場合は必ず翌年3月15日までに贈与税の申告納付を行い、税務署に対して贈与の事実を明確にしておく必要があります。ただし、申告をすれば贈与が成立するというのではなく、やはり上記の①～④の事実が大切ですので注意が必要です。

### 4. おわりに

以上、単純な現預金の贈与を前提に効果的な贈与のポイントをお示ししましたが、実際に贈与を実行する際には、①現状の財産と将来の相続税額の把握、②納税資金の確保、③毎年の贈与財産の金額の算定と種類の選定、④将来考えられる争続対策としての遺言書の作成、⑤財産の評価額の引き下げ手法の検討、⑥他の有利な税制上の措置の適用検討など、考慮しなければならない事項が数多くあります。

生前贈与において、贈与する方は金銭的に何ら得をしません。贈与により財産が減る上、節税効果を楽しむのは相続人の方だからです。このことが足かせとなってなかなか対策を実行に移せない方がいらっしゃいますが、ご自分が亡くなった後に、ご家族が多額の税負担や遺産相続争いで苦しむのは悲しいことです。相続対策に取り組むことは、家族への思いやりにほかなりません。微力ながら弊社の税務担当者がお手伝いさせていただきますので、是非ご相談ください。

# 「相続専門部」を紹介します！

ゆびすいグループの各事業部紹介の第6弾は、今年新設された「相続専門部」です。

相続専門部には、堺本社に2名、大阪支店に1名のスタッフが常駐しております。

いったいどんなスタッフがどんな業務をおこなっているのか、相続専門部のメンバーをご紹介します！

## 本年1月に相続専門部を新設いたしました！

### メンバー紹介

税制改正により、平成27年より相続税の基礎控除が従来の60%に引き下げられ、今までより多くの方々に相続税が課税されることとなります。これにより、『相続』に対する社会的な関心が一気に高まり、弊社におきましてもお客様からたくさんのお問い合わせを頂いております。

こういった状況を踏まえ、ゆびすいの70年のノウハウを結集し、お客様へ今まで以上に質の高いサービスを提供すべく、専門部署を新設する運びとなりました。全国の支店の会計担当者とともにチームを組んで対応いたします。相続対策、申告、遺産整理などに関するご質問やお悩みがございましたら、ぜひご相談ください。

相続専門部(本社)  
山崎 裕也

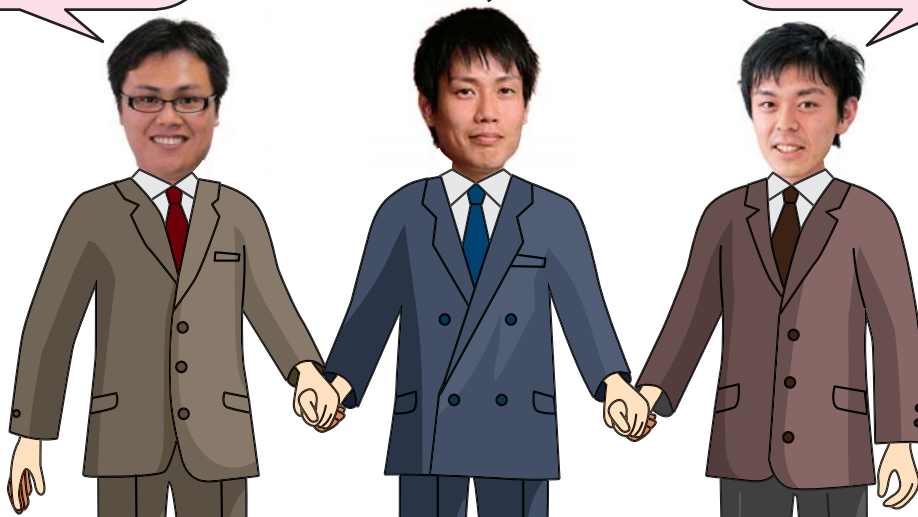
相続税の節税対策については、できるだけ早く着手し、長期間かけて行うことが必要となってきます。そのためは、現状を正しく認識し、問題点とその対処法を検討するところから始まります。些細なことでも結構ですので、ぜひご相談ください。

相続専門部 部長  
藤野 直志

相続税の節税のみならず、遺産分割対策や納税資金対策などお客様一人一人に合ったプランをトータルでコーディネートさせていただきます。是非一度、当部門へご相談ください。

相続専門部(大阪)  
富田 幸裕

経営者の皆様にとって相続・事業承継は重要な問題です。親族への承継か？従業員への承継か？M&Aにより第三者への売却か？また早く対策することで、より多くの財産を残すことが可能となります。経営者の皆様の今後の想いや相続についてぜひご相談ください。



相続のことは

ゆびすいの『相続専門部』にお任せください！



0120-640-171

受付時間

平日9:00~18:00